別表一(一)

30欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です

(1) おいまでの名欄は、期末の資本金の額では出資金の額が五億円以上であるは (1) 資本金の額では出資金の額が五億円以上であるは では出資の全部をいずれか一の大法人が有する。 では、期末の資本金の額では出資金の額が一億円以下の	新税地 (フリガナ) 法人名 (フリガナ) 代表者 自署押印 代表者 住 所	事業種目	別表一() 普通法人(特定の医療法人を除
若しくは出資金の額が一億円以下の法人、資よのとみなしたときにその一の大法人によるものとみなしたときにその一の大法人によるにのつち、次の①から③までのいずれかの法にのうち、次の①から③までのいずれかの法。	平成 年 平成 年 平成 年 下 (別表 額 又 は 欠損金額 (別表 四 [48の①]) 1 法 人 税 額 2 (36) 又は (37) 法 人 税 額 2 (36) 又は (37) (37) (37) (37) (37) (37) (37) (37)	(の計算期間平成年月日) の書面提出有 (の書面提出有 (の音面提出有 (の音面超出 (の音面超 (の音面超 (の音面超 () (の音面超 () () () () () () () () () (く。)、一般社団法人等及び
ギ若しくは出資を有しない法人、一般社団法人、人(2において「受託法人」といいます。) 会全支配関係があることとなる法人に該当する人(以下「大法人」といいます。) との間にこれ人(以下「大法人」といいます。) との間にこれ人(以下「大法人」といいます。) との間にこれ人(以下「大法人」といいます。) との間にこれ人(以下「大法人」といいます。) との間にこれ人(以下「大法人」といいます。)	差 引 法 人 税 額 4 (2)-(3) 連結輸税の承認を取り消された 5法人税額の承認を取り消された 5法人税額の非認を取り消された 5法人税額の特別控除部の加算額 地 (2)-(4)-(4)-(4)-(4)-(4)-(4)-(4)-(4)-(4)-(4	適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第42条の3の2第1項第1号」※1又は「同第2号」※2 ②区分番号に、「00380」※1又は「00381」※2 ③適用額欄に、当該別表一(一)30欄の金額(円単位) を記載してください。 (注)1 適用額は年800万円が上限となりますのでご注意く ださい。	人格のない社団等の分平二十
□ では 「団等(1に該当する非中・ 「完全支配関係がある法人に になっていました。」 「お中小法人等」	(10) - (11) - (12) 中間申告分の法人税額 14 差引確定 (中間申告の場合はその) 法人税額 税額とし、マイナスの (13) - (14) 場合は、(17) へ記入 (17) へ記入 (19) 中 (10) 企額又は800万円×77 200	2 当該別表ー(一)1欄がO又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。 適用額明細書に記載しないでください。	五・四・一以後終了事業年度分
受託法人及び相互会認場合又は当該法人と	小 相当額のうち少ない金額 1	(31) の25.5% 相当額 35 (31) の25.5% 相当額 35 (31) の25.5% 相当額 35 (31) の25.5% 相当額 35 (31) の25.5% 相当額 37 (33) の25.5% 相当額 37 (34) + (35) 額 36 (34) + (35) 和 36 (34) + (34) + (35) 和 36 (34) + (35) 和 36 (34) + (35) 和 36 (34) + (34) + (35) 和 36 (34) + (35) 和 37 (34) + (35) 和 37 (34) + (34) + (35) 和 37 (34) + (35) 和 37 (34) + (35) 和 37 (34) + (34) + (35) 和 37 (34) + (35) + (35) 和 37 (34) + (35)	分
衽を除きます。)に該当する場合に記載します。の間に完全支配関係がある全ての大法人が有す	除 外 国 税 額 42 名 付	※2 第42条の3の2第1項第2号「00381」 一般社団法人(非営利型法人に限る。)、一般財団法人(非営利型法人に限る。)、公益社団法人、公益財団法人、認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、政党法人、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合等	